

平成25年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成25年2月20日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 平成25年2月20日(水)午後3時00分 開会

1. 平成25年2月20日(水)午後4時30分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 鎌田 正	2番 杉沢千恵子	3番 佐藤峯夫	4番 高橋 猛
5番 渡邊秀俊	6番 橋本五郎	7番 伊藤邦彦	8番 伊藤福章
9番 佐藤芳雄	10番 橋村 誠	11番 田口喜義	12番 澁谷俊二
13番 大山利吉	15番 青柳宗五郎	16番 熊谷隆一	

計 15名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

14番 千葉 健

計 1名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

9番 佐藤芳雄

計 1名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 門脇光浩	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	監査委員 深澤廣	消防長 伊藤和美
消防次長 菅原達美	大曲消防署長 佐々木浩	角館消防署長 田口智大
消防本部総務課長 三浦肇	角間川更生園長 樫尾正義	
介護保険事務所長 藤井直樹	管理課長 堂本義則	角間川更生園参事 久米勇太郎
管理課主幹 久米 正	管理課主査 奈良ルミ子	管理課主査 九島芳謙

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 奈良ルミ子

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 角間川更生園の法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (2) 議案第2号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (3) 議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- (4) 議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
- (5) 議案第5号 平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)
- (6) 議案第6号 平成24年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第4号)
- (7) 議案第7号 平成24年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (8) 議案第8号 平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について
- (9) 議案第9号 平成25年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算
- (10) 議案第10号 平成25年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算
- (11) 議案第11号 平成25年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について

議長

(鎌田正君)

これより平成25年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。
管理者から招集のあいさつがあります。管理者。

管理者

(栗林次美君)

はい。

本日、平成25年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案4件、補正予算3件、平成25年度当初予算2件及び単行案2件の合計11件であります。

条例案につきましては、1件目は、「角間川更生園の法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」、2件目から4件目につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、これまで国が定めていた基準を地方自治体に条例委任されたことから、新たに3つの条例を制定する必要が生じ、提案させていただくものであります。

なお、角間川更生園の法人移行に伴い、「共同処理する事務の変更及び規約の変更」並びに「財産処分」の手続きが必要であり、地方自治法第290条の規定に基づき、構成市町の議会の議決が必要であることから、2市1町の3月議会への上程をお願いしておりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

次に、平成25年度当初予算の概要についてご報告申し上げます。

一般会計と介護保険特別会計を合わせた平成25年度当初予算の総額は189億1千837万6千円であり、角間川更生園特別会計が廃止となるものの、前年度当初比較で2億6千393万7千円、率にして1.41%の増となっております。これは、介護保険特別会計において居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費の伸びが見込まれることにより、保険給付費が約6億5千100万円の大増となることが要因であります。

また、構成市町負担金につきましては、前年度当初と比較して1千858万3千円、率にして0.39%増の総額48億2千51万5千円となっておりますが、これにつきましては、財政調整基金の取り崩し額を増やすことにより負担金の増額を抑えたものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

この後事務局に説明させますが、各案件につきまして、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の報告及び本年度主要事業の進捗状況並びに平成25年度の主要事業の概要についてご報告させていただきたいと存じます。

はじめに、消防関係についてであります。

今年度予定しております消防車両の更新についてであります。西仙北分署の消防ポンプ自動車については、去る12月13日に納車となり配備を完了しております。また、角館消防署の救助資機材付き消防ポンプ自動車は、特殊仕様の艤装に時間を要するため3月中旬の納車となる見込みであります。

次に、11月議会でご承認をいただきました協和分署の仮眠室増築工事についてですが、昨年の12月3日に8社による指名競争入札を行い、大仙市所在の高吉建設株式会社と945万円で契約を締結しております。大雪の影響で工事の遅れが心配されましたが、当初の計画通り2月末には完成の予定であります。

次に、平成25年度の主な事業についてであります。車両関係につきましては、車令15年以上が経過し老朽化した南分署の消防ポンプ自動車と車令10年を経過した角館消防署高規格救急自動車の更新、さらに、新規事業といたしまして南分署の高規格救急車を合わせまして、3台の購入経費を予算計上させていただいております。

また、来年度から角館消防署に女性消防職員を配属させることから、庁舎の改修工事が必要であります。事前に図面をお配りしておりますが、女性用仮眠室や浴室等の改築工事費や、男性用仮眠室を庁舎北側に増築するための工事費等を予算計上させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、消防救急デジタル無線整備事業についてであります。当初の計画では、平成26年度・27年度の2カ年で実施する計画としておりましたが、今般、平成24年度の国の補正予算による「緊急消防援助隊設備整備費補助金」に係る総務省消防庁からの要望調査を受け、約2億2千9百万円の補助金申請をし、事業を前倒しして整備を図ることとしたところであります。

なお、平成24年度補正予算への計上につきましては、国からの交付決定通知が届き補助金額が確定したのち、3月26日に臨時議会を開催させていただき、詳細についてご説明申し上げたいと存じますので、日程等において特段のご配慮をお願い申し上げます。

次に斎場関係についてであります。

中央斎場移転改築事業につきましては、「株式会社自然科学調査事務所」に委託した新火葬場建設用地の地質調査業務が去る1月31日をもって完了しております。3カ所のボーリング調査の結果、地表から1.5メートル程で建築物の支持層である岩盤が現れる、ばらつきのない安定した地質であるとの報告を受けております。

建築物の基本設計業務につきましては、2月15日までに設計共同企業体との打合せを8回行っており、現在は建物内部の電気・機械設備や各部屋の詳細計画等の検討を行っております。配置計画や平面計画等がある程度固まってきたため現段階でのパース図も提示されており、本日、議員の皆様にもお配りしておりますので、簡単にご報告申し上げます。別添の資料をご覧いただきたいと思います。

敷地は9千㎡で約50台の駐車スペースを確保しております。北側には調整池を設置し集中豪雨の際の排水を緩衝化させる計画です。建物の間取りは、それぞれの火葬時間帯の会葬者や職員との交差が極力発生しないような動線計画としております。外観はシンプルな形状でありながら火葬場という施設の厳粛かつ荘厳なイメージを崩すことのないよう、仕上げ材も重厚感のあるものを使用する計画であります。内装は、「残された人が個人を偲ぶ場」であることを念頭に置き、告別室では「天」を、収骨室では「地」をコンセプトイメージとして個人との最後の分かれに相応しい演出を施し、またエントランスホールや待合室では利用される方々を優しく迎え入れ、安らぎ

のある空間となるよう計画しております。

なお、導入する設備や内外装の仕上げ材等については一貫してメンテナンスやランニングコストを考慮したものを厳選しており、今後の実施設計においても、利用される方々は利用しやすく、かつ管理する側も管理しやすい施設となるよう協議を重ねて参ります。

最後に介護保険関係についてであります。

はじめに、事業の状況についてであります。平成24年11月分データによる管内65歳以上の第1号被保険者は4万4千985人であり、要介護認定者は9千208人、サービス利用者は7千681人で、給付額は約11億2千426万円となっており、前年同月比で第1号被保険者は650人で率にして1.5%、要介護認定者は437人で5.0%、サービス利用者は328人で4.5%、給付額は約7千390万円、7.0%とそれぞれ増加しております。

次に、不正請求で指定取消を受けた、訪問介護事業所「いきいきケアセンター」の返還金についてであります。

お手元に資料を配付しております。色刷りの資料があります。お手元に資料を配付しておりますが、最終請求となる4回目の平成24年1月から7月までを12月14日に受領しております。当該期間の当保険者分の不正件数は54件、保険者返還金は16万7千364円、これにかかる加算金が6万6千944円、合計額は23万4千308円であります。

なお、今般の不正請求にかかる返還請求はすべて終了し、当保険者分の不正に係る総件数は727件、保険者返還総額は235万4千265円、これにかかる加算金総額は94万1千698円、合計で329万5千963円となっております。

また、利用者への返還金26万1千585円についても12月14日付で返還済みとなっております。

次に、介護保険事務所の班体制及び認定調査員の増員計画について申し上げます。これまで、企画管理班、保険指導班、事業監査班、認定審査班の4班体制で業務を行ってまいりましたが、平成25年度より新たに認定調査班を立ち上げ5班体制とし、平成29年度までに年次計画で認定調査員を8名増員し、18名体制で認定調査を行うこととしております。

また、現在、大仙市役所西仙北支所に2名、仙北市役所西木庁舎に2名の調査員を配置しておりますが、本年7月より旧六郷町役場にあり、美郷町中央行政センターに2名を配置し、認定調査を実施してまいります。直属の調査員が認定調査を行うことにより、認定調査の公平・公正性が確保されるものと考えております。

以上、招集の挨拶並びに諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶と諸般の報告とさせていただきます。

議長 (鎌田正君)

これより本日の会議を開きます。

遅刻の届出は、9番 佐藤芳雄君、欠席の届出は、14番 千葉健君であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は日程第1号をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、5番、渡邊秀俊君、6番、橋本五郎君、7番、伊藤邦彦君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」。

「平成24年度 例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これらを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第4「一般質問」を行います。質問を許します。11番 田口喜義君。

議 員

(田口喜義君)

はい、11番。

それでは、ドクターヘリについて伺いたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

過日、NHKだったと思っておりますけれども、ドクターヘリの運行開始から1年ということでその放映だったと思っておりますけれども、ご覧になった方もいらっしゃると思っておりますが、放映の内容は運行開始から今までの要請件数が209件、当初、県の予想の70%ということであり、その中で病院間の搬送が40%であるということでありました。最も利用が多いのは男鹿地区の70件の要請に対して出動が55件、次に要請件数が多いのは大館、北秋田、大曲仙北広域ということであったと思っております。広域消防の職員の方に伺ったところによりますと当地区では25件の要請に対しまして21件が出動されましたし、その中で私、田沢湖地区でありますので、田沢湖地区はと伺いましたら9件ということであったと思っております。またその中で、特に玉川関係について伺ったわけでありまして、温泉からの急病は3件で、交通事故で1件の現場出動要請をした中で急病の1件は天候不順によって出動できなかつたと、そういうふうに職員の方から伺ったところであります。そこで通告した内容につきましてはその出動要請をする際の要請基準、傷病者の状況という中で症状や病態はいろいろあると思っておりますけれども、具体的にどういう病態なのか伺いたいと思っております。

二点目は、要請基準に合致すると判断するまでの過程・経緯についても併せて伺いたいと思っております。以上です。

議 長

(鎌田正君)

答弁を求めます。伊藤消防長。

消防長

(伊藤和美君)

はい、議長。

議 長

(鎌田正君)

消防長 はい、伊藤消防長。
(伊藤和美君)
田口議員のご質問にお答え申し上げます。
はじめに、要請基準についてお答えを申し上げます。ドクターヘリの要請につきましては、大きく3点の基準が設けられております。
「緊急性があること。」「現場や搬送中にフライトドクターの観察・処置が必要であること。」「搬送時間の短縮や早期の医師の対応により予後の改善が期待できること。」の3点でありまして、要請が必要と判断した場合、直ちに出動要請ホットラインを用いて要請を行います。
要請の判断につきましては、通報を受けた時点で消防本部指令課職員が基準に合致していると判断した場合は、即時要請となります。また、救急隊が患者を観察してから基準に合致していると判断した場合は、消防本部指令課を通じて要請をいたします。このほかに、病院からの出動要請もあります。これは、担当の医師が基準に合致していると判断した場合に消防本部を経由して要請するものであります。
次に、基準に合致すると判断するまでの経緯につきましては、即時要請の場合、特に判断が難しいところではありますが、「早い段階での医師と傷病者の接触が必要である。」「搬送時間の短縮が必要である。」と判断された場合にヘリ対応事案と判断をいたしております。
いずれの場合でも、出動要請は消防本部が行うことになっておりますが、これはヘリの離発着時には消防隊の安全管理が必要であるため消防本部経由となっているものであります。
なお、当管内では、先程ご質問の中にもございましたけれども、平成24年の運行開始以来25件の出動要請をいたしました。天候不良などで4件は出動できなかったところでもあります。
また、即時要請事案は25件中1件でありまして、この事案は仙北市の新玉川温泉で発生した救急事案でありましたが、市立角館総合病院に内科医が不在であったために搬送時間を短縮するため要請したものであります。
以上ご説明申し上げますが、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

議長 (鎌田正君)
はい、再質問。11番。

議員 (田口喜義君)
はい、議長。
その要請基準という中で、この傷病に対してですね、そこをもっと詳しく聞いたかったわけでありまして、高エネルギー外傷だとか多発性外傷だとかバイタルサインだとか書いてありますけれども、もっと私たちに分かりやすく、例えば心臓が止まったとか脳の方に異常があったとか、そういう時は速やかに要請できますよだとか、そのところを伺いたいと思います。

議長 (鎌田正君)

消防長 はい、答弁を求めます。伊藤消防長。
(伊藤和美君)
はい、議長。
ただいまのこの傷病者の状況の判断でありますけれども、これにつきましては詳細にわたって内部資料のような形で決められております。まず、ただいまお話しがありましたとおり、高エネルギー外傷だとか多発性の外傷、あるいはバイタルサインでありますけれども、呼吸・脈拍・血圧・意識レベル、これに異常があるような外傷の場合、それから顕著な出血等がある場合、また四肢の切断、それから重度の熱傷、やけどですけれどもこういうふうな場合にはヘリ対応ということで要請をするというふうな形になっております。それから、熱中症の場合、このような場合にも観察の状況に応じてはヘリ対応と、重度な症状が出てる場合にはヘリ対応をするというふうな形で決められておるところであります。実際には救急隊が要請を受けまして患者と接触して救急隊員あるいは救命士が所見をして、そして判断をするというふうな形になっております。以上であります。

議長 (鎌田正君)
はい、再々質問、11番。

議員 (田口喜義君)
今、救命士が実際にその場に遭遇して判断して要請するというような消防長の説明だったんですが、通報を受けた段階で「あっ、これはもうなんとしてもこれはすぐ緊急を要するからドクターヘリをすぐ要請しよう」ということも載ってらように見受けられたんですけれども、そこらへんはどうなんでしょうか。

議長 (鎌田正君)
はい、伊藤消防長。

消防長 (伊藤和美君)
はい、議長。
即時要請の判断基準と言いますかそういうご質問でありますけれども、これは先程答弁申し上げましたとおり、早い段階での医師と傷病者の接触が必要であると、そして搬送時間の短縮が図られるというふうなことで文章では書かれてありますけれども、実際には一般住民から119番通報なり消防への救急要請があった場合、その詳しい症状を通信指令員が得るといことは大変に困難な状況だと思います。うちの方の場合では今決めているのは、特に搬送時間を短縮できるというふうな判断をした場合には、指令課員の判断をもってドクターヘリの要請をするというふうな内容にしてあります。先程答弁申し上げましたとおり、この即時要請1件ありましたけれども、この場合には通報した傷病者がいたところに看護師がいたということで相当詳しい患者さんの状況が把握できたということで即時要請というふうな形をとったところであり、以上であります。

議長 (鎌田正君)
あの、普通であれば、

議員 (田口喜義君)

んだすべ、それ聞こうかと思ってらったす。

議長 (鎌田正君)
もう1回だけ特例で。

議員 (田口喜義君)
うちの方では時間で1問1答方式で、ごめんなさい。一般質問と議案質疑と私、勘違いしました。

そうすれば最後に最後といいますか、ドクターヘリは救急医療の確保のために県が定めたことに対して予想の70%というようなことであったと思いますが、需要はたくさんあると思うんですよ。先程伺った中で、要請の判断において迷ったケースというのはあるなど、マスコミの中でも言われてますけれども、この予想の70%という理由はやはり消防本部の方で要請できなかったといいますが、迷って、例えば運行時間がありますので、その時間がギリギリのあたりはどうか、また天気が悪くておそらく無理だろうというふうに思ったんですけれども、その時間帯には飛べる時間だとかというようなことが多々あったのではないかなというふうに思うわけですが、判断に迷った時にはどうするのか、こちらから市民から言わせると、やはり要請していただきたいということだと思ってるんですけれども、その点についてと、それと救急指定病院までの距離ですね。遠い距離の場合は問題なく要請をされると思いますが、近距離の場合等も考えられますし、その時は防災ヘリの要請というようなことになるのかどうか、その消防本部の方で広域消防の方でそのようなことの基準といえますか、マニュアルといえますか、そういうものを定めているのかどうかも併せて伺いたいと思います。

議長、ごめんなさい。3回以上になりました。すみません。

議長 (鎌田正君)
はい、伊藤消防長。

消防長 (伊藤和美君)
はい、議長。

ただいまのご質問にお答えを申し上げます。まず最初に判断に迷ったことがあるかというご質問でありますけれども、これにつきましては通信課員あるいは救命士、救急隊員、当然いろいろな現場に遭遇しておりますのでその都度いろいろ検討しながら指令課員といろいろな協議をしながら進めていくという形になっております。うちのほうの21件、実際にドクターヘリを使用した21回でありますけれども、これにつきましては最短で20分、それから最長で1時間、60分、平均で37分の時間を要しております。この21件につきましては。平均37分というこの時間でありまして、これにつきましては一般的な救急事案という中でいけば、35分以内に病院に入れるわけですので特殊な例えば玉川地内だとかそういう所でなければ救急搬送した方が医療機関に入るのは早いというふうな、データの的にはそういうふうになっております。ただ、患者さんの状況、どういう処置が必要だかと言うことも判断の一つとして加えながらヘリ要請するかあるいは救急車でもって近隣の二次病院へ搬送するかというふうな判断になっていくわけでありまして、そこらへんはその状況に応じて現在

はやっているところであります。特に定められたマニュアルというものは持っておりません。その都度、救急隊と指令課員が話をしながら状況を聞きながら、そして指令課員、あるいは救命士、救急隊員は直接医師と救急車で電話連絡ができるわけですので傷病者の内容をドクターにお話しをして、どういう処置が一番適切であるかというふうな判断をして行っているところであります。以上でよろしいでしょうか。

議 長 (鎌田正君)

はい。

消防長 (伊藤和美君)

はい、以上であります。

議 長 (鎌田正君)

不満だかもしれないけど、これにて質問を終わります。

日程第5「議案第1号 角間川更生園の法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

議 長 (鎌田正君)

はい、管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

「議案第1号 角間川更生園の法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、角間川更生園が平成25年4月1日から社会福祉法人水交会に移行することにより、広域の各条例の中で規定されている角間川更生園に関する記述部分を削除するとともに、所要の改正を行うものであります。制定内容としましては、1つ目として「職員定数条例」の一部改正において、施設の法人化が終了することから、管理者の事務部局の職員数を、実情に合わせて42人に改正する。2つ目として、「勤務時間条例」の一部改正において、正規の勤務時間以外の時間に命ずることができる勤務のうち、宿日直勤務に関して規定している部分を削除する。3つ目として、「非常勤特別職に関する条例」の一部改正において、嘱託医の報酬額を規定している別表の中から「角間川更生園嘱託医」の部分を削除する。4つ目として、「給与条例」の一部改正において、宿日直手当に関して規定している部分を削除する。5つ目として、「特殊勤務手当に関する条例」の一部改正において、障害者支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当に関する部分を削除する。6つ目として、「特別会計条例」の一部改正において、「角間川更生園特別会計」を削除し、介護保険法第3条において、「特別会計を設置して事業を行うこと」と規定されていることから、当組合条例に規定していなかった「介護保険特別会計」を新たに規定する。という、6つの条例の一部改正を「関係条例の整備に関する条例」として制定し、平成25年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、「特別会計条例」の一部改正におきまして、特別会計が廃止された以後の未

収入金及び未出金を整理するため、地方自治法に規定する5月末日までの出納整理期間と同様の期間を設けるものであります。

以上、議案第1号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

(鎌田正君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第2号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

日程第7「議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」

日程第8「議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長

(堂本義則君)

はい、議長。

議 長

(鎌田正君)

はい、堂本管理課長。

管理課長

(堂本義則君)

議案第2号から第4号までの、介護保険に関する条例の制定につきまして一括してご説明申し上げます。

この3件の条例制定につきましては、関係法律の施行に伴う介護保険法の一部改正に伴い、これまで国が一律に定めていた地域密着型サービス事業所に関する基準を、地方自治体に条例委任、つまり、各自治体の条例で定めることとされたことにより、制定しようとするものであります。

はじめに、「議案第2号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」をご説明申し上げ

げます。

この条例は、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、「複合型サービス」の8つの地域密着型サービスに係る事業の人員、設備及び運営基準をサービス毎に規定するものであります。

なお、今回条例で規定しました基準は、国の基準に準じたものとしておりますが、事業所での介護計画、提供サービスの内容の記録、身体拘束等に関する記録、苦情の内容等の記録、発生した事故に関する記録を2年間保存するとしている部分につきましては、地方自治法第236条の規定に基づき、過誤請求の返還命令ができる5年間としております。

次に、「議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」をご説明申し上げます。

この条例は、「介護予防認知症対応型通所介護」、「介護予防小規模多機能型居宅介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」の3つの地域密着型介護予防サービスに係る事業の人員、設備及び運営基準と介護予防に係る効果的な支援の方法に関する基準を定めるものであります。

効果的な支援の方法に関する基準につきましては、どのサービスを行う場合であっても、「利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。」と規定するものであります。

なお、記録の保存につきましては「議案第2号」でご説明したとおり、5年間としております。

次に、「議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について」をご説明申し上げます。

この条例は、地域密着型サービス事業者の指定に関し、施設入所定員数と申請者の法人格の有無について定めるものであります。

こちらも国の基準に準じたものとしておりまして、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員数は29人以下とし、地域密着型サービスに係る指定の申請があった場合においては、申請者が法人であることを規定するものであります。

施行日につきましては、いずれも平成25年4月1日としております。

以上、議案第2号から議案第4号までをご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(鎌田正君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第2号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第3号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第4号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第5号 平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)」

日程第10「議案第6号 平成24年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第4号)」

日程第11「議案第7号 平成24年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)」

日程第12「議案第8号 平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」の4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (鎌田正君)

はい、堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

議案第5号から第7号までの平成24年度2月補正予算と、議案第8号の平成24年度組合経費に係る負担金の一部変更につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案説明資料6ページの総括表をご覧ください。

平成24年度4回目となる今回の補正予算につきましては、一般会計が7,534万8千円、角間川更生園特別会計が1,465万5千円、介護保険特別会計が1億6

77万4千円の、いずれも増額で、合計では1億9,677万7千円の増額となり、補正後の予算総額を189億5,271万円とするものであります。

はじめに、議案第5号 平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。議案説明資料は7ページからとなります。

今回の補正は、諸支出金は増額、民生費と衛生費は減額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,534万8千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ27億4,590万9千円とするものであります。

予算の内容について、歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページからとなります。

1款分担金及び負担金1項2目社会福祉法人助成費負担金は、110万1千円を減額するもので、社会福祉法人水交會への補助実績に合わせた補正であります。

3目斎場費負担金は、489万2千円の減額であります。中央斎場移転改築事業にかかる負担金につきましては、特別分として頂いていることから、今年度分の事業費確定に合わせ、不用額を構成市町へ返還するため減額するものであります。

5款財産収入の2万6千円の増は、財政調整基金利子の増額分であります。

6款繰入金2項特別会計繰入金は、7,215万2千円の増額であり、財政調整基金に積み立てるための各特別会計からの繰入金分を増額するものであります。内訳は、1目角間川更生園特別会計繰入金が1,080万円、2目介護保険特別会計繰入金が6,135万2千円となっております。

7款繰越金の909万4千円の増は、前年度繰越金を全額計上するものであります。

8款諸収入の6万9千円の増は、組合預金利子の増額分であります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は8ページとなります。

3款民生費1項1目社会福祉法人助成費は、110万1千円の減額であり、水交會派遣職員に係る人件費差額の確定に基づき、補助金を補正するものであります。

4款衛生費1項1目斎場費は、経年劣化が進んだ各斎場の施設や備品の修繕料を、燃料費に見込まれる不用額を組み替えて予算措置するほか、中央斎場移転改築事業にかかる基本設計等の業務委託料契約差額分489万2千円を減額するものであります。

7款諸支出金1項1目財政調整基金費は、8,134万1千円の増額であり、一般会計を含めた各特別会計繰越金の未補正分を積み上げるものであります。

次に、議案第6号 平成24年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の9ページをお開き願います。議案説明資料は9ページからとなります。

今回の補正は、平成24年度末での会計廃止に向け、来年度に繰越金が生じないように歳入歳出ともに実績見込みに合わせ、細部にわたって補正するものであります。事務費、事業費、及び諸支出金は増額し、共同生活援助事業費、地域療育等支援事業費、及び放課後生活支援事業費は減額するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,465万5千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ2億9,311万円とする

ものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は14ページからとなります。

1款自立支援費は、障害程度区分が確定したことなどにより、1,388万7千円を増額するものであります。主な内訳は、施設入所分が227万6千円、生活介護分が1,062万1千円であります。

2款分担金及び負担金1項2目利用負担金は、入所者に定員割れが生じたことなどにより、250万7千円を減額するものであります。

3款県支出金は、県から受託している障害児等療育支援事業の契約額確定に伴い、54万5千円を増額するものであります。

6款繰越金の49万1千円の増は、前年度繰越金を全額計上するものであります。

7款諸収入2項1目民生費受託金は、60万9千円の増額であり、日中一時支援事業を主とした各事業受託金額の実績に基づく補正であります。3項1目入所利用者作業収入は、基幹収入であるスノーポールの受注が増えたことから、163万円の増額となるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は17ページからとなります。

1款事務費は、221万3千円の増額であり、内訳は、人事異動等による人件費の補正に加え、臨時職員1名増員分の賃金を予算措置する他、一般事務経費を実績に合わせ補正するものであります。

2款1項1目事業費は、168万9千円の増額であり、燃料費を主とした光熱水費等を計上するものです。2目作業収入事業費の62万円の増の主な内訳は、スノーポール受注の増に伴う原材料の晒し竹購入費であります。

3款共同生活援助事業費、4款地域療育等支援事業費、5款放課後生活支援事業費は、事業実績に合わせ、賃金、共済費等の不用額を減額するものであります。

6款諸支出金1項1目一般会計繰出金は、1,080万円の増額であり、繰越金を含む歳入増額分から歳出増額分を除いたものを、一般会計の財政調整基金に積み立てるために繰り出すものであります。

次に、議案第7号 平成24年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書は22ページから、議案説明資料は12ページからとなります。

今回の補正は、基金積立金と諸支出金については増額、総務費、保険給付費、及び地域支援事業費については減額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億677万4千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ159億1,369万1千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は27ページからとなります。

1款介護保険料は、収納率が当初より高くなると見込まれることから、7,062万9千円の増収となるものであります。

2款分担金及び負担金1項1目構成市町負担金は、2,497万5千円の減額であります。内訳は、1節介護給付費負担金の減額は給付実績の減、2節地域支援事業費負担金の減額は事業実績の減、3節職員給与費等負担金の減額は人件費の減、4節事

務費負担金の減額は事務経費の減によるものであります。

4款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は6,850万7千円、2項1目調整交付金は439万1千円、2目地域支援事業交付金は578万5千円の、いずれも減額となっております。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金は6,689万3千円、2項1目地域支援事業交付金は289万2千円、3項財政安定化基金交付金は88万8千円の、いずれも減額であります。

6款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は8,078万3千円、2目地域支援事業支援交付金は476万円の、いずれも減額となっております。

4款から6款までの保険給付費と地域支援事業費に係る負担金及び補助金については、交付確定額や見込額に沿って補正するものであります。

7款財産収入の23万5千円の増は、基金利子の増額分であります。

8款繰越金の2億9,083万9千円の増は、繰越金を全額計上するものであります。

9款諸収入2項組合預金利子は32万9千円、3項2目第三者納付金は43万7千円、3目返納金は417万9千円のいずれも増額であり、返納金については、訪問介護事業所「いきいきケアセンター」の不正請求に係る返還金分を計上したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は31ページからとなります。

1款総務費1項1目一般管理費は、人事異動に伴う人件費を減額するほか、パンフレットの印刷費やシステム保守委託料の契約差額、郵便料の不用額等を減額するものであります。

2項1目賦課徴収費は、認定調査員1名を保険料徴収員へ配置転換したことから、必要となる経費を増額するものであります。

3項介護認定審査会費の830万円の減は、調査員の配置転換による賃金不用額の減額に加え、介護認定件数の減少見込みに合わせて、認定審査会委員報酬、主治医意見書作成料、及び認定調査委託料等を減額するものであります。

2款保険給付費は、各種サービスの実績見込みに合わせて補正し、総額では2億3,280万8千円の減額となるものであります。

3款地域支援事業費1項1目介護予防事業費は、1,589万1千円の減額であります。これは、構成市町に事業委託して実施している各事業実績が見込みを下回ることに加え、二次予防事業対象者把握事業の委託料に契約差額が生じたことから、不用額を減額するものであります。

2目包括的支援事業・任意事業費の421万8千円の減は、予防事業と同様、構成市町への委託事業の実績見込の減と事務経費に見込まれる不用額の減額によるものであります。

5款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金は、2億3,827万1千円の増額であり、繰越金に含まれていた23年度の保険料や、本年度の保険料増収分、及び基金から生じた利子の増額分を、今後の給付費に充てる財源としまして積み増し

するものであります。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、7,272万2千円の増額であります。これは保険料還付金や、昨年度の給付費及び地域支援事業費の精算に伴う国・県への返還金を前年度繰越金を財源として予算措置するものであります。

2項1目一般会計繰出金は、6,135万2千円の増額であり、繰越金を全額補正し、財政調整基金に積み立てるために一般会計へ繰り出すものであります。

2月補正予算に引きつづき、議案第8号平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更についてのご説明をいたします。

議案説明資料の16ページをご覧ください。

本案は、組合同規約第11条第2項の規定により、平成24年第1回定例会で議決をいただいた議案第12号の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

ただいまご説明致しました、議案第5号の一般会計補正予算(第3号)を受け、社会福祉法人助成費負担金については110万1千円、斎場費負担金については489万2千円のいずれも減額、議案第7号介護保険特別会計補正予算(第2号)を受け、介護保険費負担金については2,497万5千円を減額し、平成24年度の負担金総額を、大仙市29億2,327万2千円、仙北市10億8,559万3千円、美郷町7億6,209万9千円、合計47億7,096万4千円とさせていただくものであります。

以上、議案第5号から第7号までの平成24年度2月補正予算と、議案第8号平成24年度組合経費に係る負担金の一部変更についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(鎌田正君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第5号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第6号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
これより「議案第7号」を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
これより「議案第8号」を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第9号 平成25年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」

日程第14「議案第10号 平成25年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算」

日程第15「議案第11号 平成25年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

はい、議長。

議長 (鎌田正君)

はい、鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

議案第9号と第10号の平成25年度当初予算及び議案第11号の平成25年度組合経費にかかる負担金について、一括してご説明申し上げます。

予算案につきましては、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、当組合における一般会計と介護保険特別会計の平成25年度当初予算について、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、議案説明資料の17ページをお開き願います。

はじめに総括表をご覧願いたいと存じます。予算総額は189億1,837万6千円となっております。角間川更生園特別会計が廃止となるものの、介護保険特別会計の伸びが大きいことによりまして、前年度当初比較で2億6,393万7千円、率にして1.41%の増となるものであります。

それでは、各会計ごとの主な項目について順次ご説明させていただきますが、議案説明資料と予算書を参照しながらお聞きいただきたいと思います。

はじめに、議案第9号 平成25年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算についてご説明申し上げます。予算書は1ページをお開きください。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億8,811万7千円で、前年度当初比較で2,215万5千円、率にして0.83%の増となっております。

歳入からご説明いたします。予算書の方は6ページからとなります。

1款 分担金及び負担金は、25億7,230万2千円であります。事務費、社会

福祉法人助成費、斎場費、病院群輪番制事業費、休日救急医療連携事業費、歯科在宅当番医制事業費、がん診療連携拠点病院支援費、へい獣保冷センター費、消防費にかかる負担金を構成市町に求めるものであり、歳入総額の95.7%を占めております。

事務費負担金は、社会福祉法人水交会への移行等に伴う、早期退職者9人にかかる総合事務組合費特別負担金を計上したことによる増額であります。社会福祉法人助成費負担金は、角間川更生園の法人移行に伴い、派遣職員の人数が増えることによる人件費負担金の増や、敷地の賃借にかかる負担が生じることによる増額であります。斎場費負担金については、中央斎場移転改築経費の増のほか、南部斎場の屋根防水改修工事費を計上したことなどにより増額となるものであります。一方、消防費負担金については、消防車両更新事業費や人件費の減により減額となっております。

2款 使用料及び手数料は、2,636万9千円であります。内訳は3斎場の使用料が2,392万円のほか、へい獣関係の使用料や手数料と、危険物貯蔵設備の検査手数料であります。

3款 県支出金は、55万5千円であり、休日救急医療連携事業にかかる補助金であります。

5款 繰入金は、6,600万1千円となっております。

議案説明資料の22ページを参照願いたいと存じますが、基金繰入金は、一般会計と介護保険特別会計の財源充当分として財政調整基金を取り崩すものであります。25年度の取り崩し額は、一般分は前年度同額の1,600万円を、介護分は5千万円を充当し、前年度比較で4千万円増の総額6,600万円となり、取り崩し後の残額については9千万円弱となる見込みであります。

前に戻りまして、議案説明資料の18ページをご覧ください。

7款 諸収入は、2,288万8千円であり、主な内訳は、県消防学校などへの派遣職員人件費交付金約1,716万円、秋田自動車道救急業務支弁金約518万円であります。

続いて、歳出をご説明いたします。予算書は11ページからになります。

1款 議会費は、71万8千円で、内訳は、議員報酬及び費用弁償等であります。

2款 総務費は、9,548万1千円で、一般管理費の内訳は、人件費が8,312万3千円と87.2%を占めているほか、一般事務経費と、交流センター内の広域事務所経費負担金79万円などであります。前年度比較で約2,470万円の増となっているのは、水交会派遣職員や角間川更生園職員計9名の早期退職にかかる総合事務組合費特別負担金を計上したことによるものであります。監査委員費は、報酬や費用弁償など、16万9千円の計上であります。

3款 民生費の5,396万8千円は、社会福祉法人水交会に対する補助金であります。内訳は、角間川更生園が移行することによって増額となる派遣職員人件費差額分が3,996万2千円、後三年鴻声の里改築にかかる借入金償還分が1,190万6千円、角間川更生園の敷地賃借分が210万円となっております。なお、貸付金については24年度をもって終了となります。

4款 衛生費は、1億4,573万6千円であります。

斎場費は、9,765万8千円で、前年度当初比較で1,686万4千円の増であります。内訳は、人件費や火葬用燃料費などの経常経費のほか、毎年度実施している火葬炉の補修工事費908万3千円、南部斎場屋根の防水工事費735万円などあります。また、中央斎場移転改築事業費としては、実施設計業務委託費、造成工事費など、合わせて2,738万9千円を計上しております。なお、高関上郷部落からの用地借上げにつきましては、9,000㎡を借用し、1反歩あたり4万3,000円プラス固定資産税相当分の金額を借り上げ料としております。

病院群輪番制事業費は、2,478万3千円で、仙北組合総合病院、大曲中通病院、市立角館総合病院に対する事業費補助金であります。

休日救急医療連携事業費は、696万9千円で、看護師賃金や医師の出務費などあります。

歯科在宅当番医制事業費は、177万5千円で、事業運営にかかる負担金であります。

がん診療連携拠点病院支援費の1千万円は仙北組合総合病院に対する補助金ですが、これは平成25年度が5ヶ年事業の最終年度となります。

へい獣保冷センター費は、455万1千円で、内訳は集荷処理委託料などの運営費であります。

5款 消防費は、22億5,975万6千円で、前年度当初比較で5,025万8千円の減となっております。

常備消防費は、21億2,932万8千円で、人件費が92.9%と多くを占めているほか、救急救命士3名の養成にかかる経費として726万7千円を計上しております。

議案説明資料の19ページをご覧ください。

施設整備費は1億3,042万8千円で、前年度当初比較で4,461万4千円の減となっております。最も大きな事業は、車両3台の更新であり、その内訳は、南分署のCD-I型ポンプ自動車、3,110万円、角館消防署、高規格救急自動車の更新で3,030万円、それから南分署の高規格救急自動車の新規購入、3,030万円となっております。このほか、角館消防署に女性消防職員を配属するための仮眠室増改築経費が3,178万5千円、耐用年数を経過した指令センターの無停電装置蓄電池更新経費が512万4千円、車載AEDの更新経費が169万3千円などとなっております。

6款公債費は、8,045万5千円であり、消防施設整備事業債にかかる償還費のほか、一時借入金の利子を計上しております。

7款諸支出金の5,000万3千円は、基金取り崩し分の介護保険特別会計への繰出金などあります。

8款予備費は、前年度同額の200万円の計上であります。

次に、議案第10号 平成25年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書は28ページからとなります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ162億3,025万9千円で、前年度当初比較

で、5億1,113万3千円、率にして3.25%の増となっております。

歳入からご説明いたしますので、予算書の方は33ページからご覧ください。

1款 介護保険料は、28億2,028万2千円で、前年度当初比較で7,627万円、率にして2.78%の増であります。収納率については、現年度保険料を98%、滞納繰越分を24%で積算計上しております。

2款 分担金及び負担金は、22億4,821万3千円で、前年度当初比較で2,609万5千円の増となっております。保険給付費の見込みが約6億5,100万円の大増となったものの、前年度計上できなかった財政調整基金からの繰入金を5千万円充当計上したことにより、負担金の増額幅を抑えたものとなっております。

3款 使用料及び手数料の30万1千円は、介護保険料の督促料等であります。

4款 国庫支出金、5款 県支出金、6款 支払基金交付金につきましては、歳出2款 保険給付費、3款 地域支援事業費、4款 民生費に対し、法定割合によって算出される負担金、補助金、交付金であります。

8款 繰入金は、6,263万5千円であり、内訳は介護給付費等準備基金の取り崩しが1,263万5千円、一般会計を介しての財政調整基金の取り崩しが5千万円であります。

9款 繰越金は、保険料の歳出還付金充当分など、150万円の計上であります。

続いて、歳出をご説明いたします。予算書の38ページからご覧ください。

1款 総務費は、2億8,330万9千円であります。一般管理費は、印刷製本費や郵便料の減額により、前年度当初比較で584万9千円の減となっております。認定調査等費につきましては、先程の管理者行政報告にもありましたように、認定調査の適正化を図るために嘱託調査員2名の増員経費を計上したことなどから、193万2千円の増となるものであります。

2款 保険給付費は、155億8,327万3千円あります。居宅介護サービス費で約3億1,800万円、地域密着型介護サービス費で約2億7千万円の増額が見込まれることなどにより、前年度当初比較で6億5,117万円、率にして4.36%の増となるものであります。

議案説明資料は21ページになります。

3款 地域支援事業費は、3億5,560万5千円で、前年度当初比較で969万7千円の減となるものであります。内訳は、介護予防事業や包括的支援事業・任意事業の構成市町などへの事業委託料が約98.3%と、殆どを占めております。

4款 民生費は、低所得者対策への交付事業費として87万8千円の計上、6款 公債費は、一時借入れが発生した場合の利子として69万1千円、7款 諸支出金は、第1号被保険者保険料還付金などの150万2千円、8款 予備費については、前年度当初同額の500万円の計上としております。

以上、議案第9号及び第10号の平成25年度当初予算についてご説明申し上げましたが、引き続き、議案第11号 平成25年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金についてご説明申し上げます。

議案説明資料の23ページをお開き願います。

本案は、組合規約第11条2項の規定により議会の議決を求めるものであります。
議案第9号と議案第10号の平成25年度当初予算に伴う構成市町負担金であり、その詳細一覧につきましては説明資料の24ページから29ページのとおりであります。ここでは総額ベースのご説明をいたしますので、議案説明資料の30ページの比較増減表をご覧ください。

負担金総額では、最後の合計欄のとおり前年度当初比較で1,858万3千円、率にして0.39%増の48億2,051万5千円となるものであります。これを、各負担により算定した結果、大仙市は前年度当初比較で1,014万1千円増の29億5,426万2千円、仙北市は前年度当初比較で986万1千円増の11億125万6千円、美郷町は前年度当初比較141万9千円減の7億6,499万7千円の各構成市町負担金と定めるものであります。

中央斎場移転改築事業費の増や介護給付費の伸びなど、負担金増額の要素があるものの、前年度より財政調整基金取り崩し額を増やし充当するとともに、経常経費の縮減によって、構成市町の負担を極力抑えた予算としたものであります。

以上、議案第9号と第10号の平成25年度当初予算と、議案第11号の平成25年度組合経費の負担金について一括してご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

議長

(鎌田正君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第9号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第10号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第11号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて、平成25年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。